

令和3年度 練馬区立学童クラブ・練馬区立ねりっこ学童クラブ 入会制度の主な改正点

1 郵送による申請をお受けします

令和2年度まで：郵送による申請は不可（転入予定の遠方在住者等を除く）



新型コロナウイルス感染症への対応として、一次申請および二次申請期間中は郵送でも申請をお受けします。

全ての書類が揃った時点での申請受付となり、各締切日必着です。

郵送による提出は区役所子育て支援課のみでお受けします。

別紙「申請書類等を郵送で提出される方へ【注意事項】」を必ずお読みください。

2 就労証明書の押印を省略可能とします

令和2年度まで：代表者印または社印が必要



令和3年度から：電子署名でも構いません。押印を省略することも可能です。

記載内容に疑義が生じた場合、証明担当者へ電話等により照会させていただきます。

就労証明書の内容を無断で作成または改変を行った場合、押印の有無に係らず、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

3 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年4月1日以降の就労形態が決まっていない場合について

就労証明書発行日時時点で、令和3年4月1日以降の就労形態が決まっていない場合、出勤（居宅外）の可能性のあるときには、その旨を就労証明書に記載してもらってください。出勤（居宅外）の可能性のある旨の記載がある場合は、「居宅外」とみなし、通勤時間も含めて判定します。

参考：就労場所が自宅と自宅以外の時がある場合の基準指数

保護者の状況		指数
居宅外	自宅と異なる場所で就労する場合 自宅と就労場所が同一だが、4週間のうち日曜日を除く <u>16日以上</u> を自宅と異なる場所で就労する場合	10
居宅内外	自宅と就労場所が同一だが、4週間のうち日曜日を除く <u>8日以上16日未満</u> を自宅と異なる場所で就労する場合	9
居宅内	自宅と就労場所が同一で、自宅と異なる場所での就労が4週間のうち日曜日を除く <u>8日未満</u> の場合	8